

第60号議案 学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

第61号議案 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

【学校教育職員・幼稚園教育職員】

1 改正の背景

現在、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき、未就学の子を養育する教育職員が休業できる部分休業制度があるが、就学後も同様の扱いができるよう、新たな休暇制度の導入を行うことで、教育職員の仕事と育児の両立・調和をより一層推進する。

2 改正の概要

学校教育職員および幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例について、小学校在学中の子を養育する教育職員が1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合に、使用できる休暇制度を新設する。

項目	説明
名称	子育て部分休暇
子の年齢	養育する子が満6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間

3 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

第60号議案

学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年6月27日

品川区長 森 澤 恭 子

学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成20年品川区条例第22号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「ならびに第10条第1項および第3項」を「、第10条第1項および第3項ならびに第17条の3第1項」に改める。

第17条の2の次に次の1条を加える。

（子育て部分休暇）

第17条の3 教育委員会は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が満6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある当該職員の子を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を承認するものとする。

2 子育て部分休暇に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(説明) 学校教育職員の子育て部分休暇を定める必要がある。

新旧対照表

○学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>(育児または介護を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p>第9条 教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項ならびに次条第1項および第3項、<u>第10条第1項および第3項ならびに第17条の3第1項</u>において同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p> <p>(第2項および第3項省略)</p> <p><u>(子育て部分休暇)</u></p> <p><u>第17条の3</u> 教育委員会は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が満6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある当該職員の子を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であ</p>	<p>(育児または介護を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p>第9条 教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項ならびに次条第1項および第3項ならびに<u>第10条第1項および第3項</u>において同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p> <p>(第2項および第3項省略)</p> <p>(新設)</p>

ると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を承認するものとする。

2 子育て部分休暇に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

第61号議案

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出する。

令和6年6月27日

品川区長 森 澤 恭 子

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正す
る条例

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年品川区
条例第33号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「ならびに第11条の3第1項および第3項」を「、第1
1条の3第1項および第3項ならびに第18条の3第1項」に改める。

第18条の2の次に次の1条を加える。

（子育て部分休暇）

第18条の3 教育委員会は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が満6
歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の
最初の3月31日までの間にある当該職員の子を養育するため、1日の勤務
時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における
休暇として、子育て部分休暇を承認するものとする。

2 子育て部分休暇に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認
を得て、規則で定める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(説明) 幼稚園教育職員の子育て部分休暇を定める必要がある。

新旧対照表

○幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>(育児または介護を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p>第 11 条 教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 817 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項ならびに次条第 1 項および第 3 項、<u>第 11 条の 3 第 1 項および第 3 項ならびに第 18 条の 3 第 1 項</u>において同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該子の親であるものが、深夜（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p> <p>(第 2 項および第 3 項省略)</p> <p><u>(子育て部分休暇)</u></p> <p><u>第 18 条の 3 教育委員会は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が満 6 歳に達する日の翌日以後の最初の 4 月 1 日から満 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある当該職員の子を養育するため、1 日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を承認す</u></p>	<p>(育児または介護を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p>第 11 条 教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 817 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項ならびに次条第 1 項および第 3 項ならびに<u>第 11 条の 3 第 1 項および第 3 項</u>において同じ。）のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該子の親であるものが、深夜（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p> <p>(第 2 項および第 3 項省略)</p> <p>(新設)</p>

るものとする。

2 子育て部分休暇に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。